

# 三重県建設工事発注標準

(平成26年6月1日適用)

建設工事の発注標準は、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、ほ装工事及び造園工事の工事種別について、別表のとおり定めるものとします。

ただし、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）」により規定される金額以上の対象工事（WTO対象工事）については適用外とします。

- (1) 総合点は、建設業法第27条の23の規定に基づく経営事項審査結果の総合評定値（P）（以下、「経営事項評価点数」という。）に技術等評価点数を加算又は減算して得た点数とします。

$$\text{総合点} = \text{経営事項評価点数} + \text{技術等評価点数}$$

- (2) 経営事項評価点数は、平成24年10月1日から平成25年9月30日までの審査基準日（当該業者の決算日等）における経営事項評価点数を適用します。なお、許可行政庁の経営事項審査を受けていない者にあつては、経営事項評価点数を最低点（1点）とします。

- (3) 技術等評価点数は、以下の式により算出するものとします。

$$\begin{aligned} \text{技術等評価点数} = & \text{① 工事成績による点数} \\ & - \text{② 資格（指名）停止期間による点数} \\ & + \text{③ 環境マネジメントシステム導入による点数} \\ & + \text{④ 品質管理マネジメントシステム導入による点数} \\ & + \text{⑤ 契約後 VE 制度提案採用件数による点数} \end{aligned}$$

## ① 工事成績による点数

県が発注する工事で、対象期間に完成認定を受けた工事種別毎の工事成績の平均点（小数点第2位以下切り捨て）に応じた表1の点数の欄に掲げる点数を加算します。

また、土木一式工事については、工事成績が安定して優秀な者に対して別途加算します。（過去3年間の対象工事成績が3件以上あり、その平均点が80点以上かつ個々の工事成績が75点以上の場合に、15点の加算を行います。）

対象期間は表2の工事種別毎に定める期間とします。

表 1

工事成績		点 数	工事成績		点 数
以 上	未 満		以 上	未 満	
0	50	-20	75	80	10
50	55	-15	80	85	20
55	60	-10	85	90	30
60	65	-5	90	95	40
65	70	0	95	100	50
70	75	5			

表 2

工事種別	対象期間
土木一式工事、電気工事 管工事、ほ装工事、造園工事	平成22年10月1日 から 平成25年9月30日
建築一式工事	平成20年10月1日 から 平成25年9月30日

## ② 資格（指名）停止期間による点数

対象期間（平成23年10月1日から平成25年9月30日まで）に資格（指名）停止を受けた月数（1か月未満の期間は1月とする）を5倍した点数を減算します。

ただし、減算は120点を上限とします。

## ③ 環境マネジメントシステム導入による点数

ISO14001 認証取得、又は M-EMS（みえ・環境マネジメントシステム・スタンダード）認証取得に対して表3の点数を加算します。

表 3

環境マネジメントシステム	点数
ISO14001	3
M-EMS ステップ1	2
M-EMS ステップ2	5

なお、ISO14001、M-EMS ステップ1 及び M-EMS ステップ2 の重複加算は行いません。

## ④ 品質管理マネジメントシステム導入による点数

ISO9001：2000(JIS Q 9001：2000) 認証取得又は ISO9001：2008(JIS Q 9001：2008)認証取得に対して、格付対象工事種別毎に3点を加算します。

※③及び④の ISO 認証については、日本における認定機関である財団法人日本適合性協会（JAB）または JAB と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関で認証を受けたものとします。

※③の M-EMS 認証については、一般社団法人 M-EMS 認証機構により認証を受けたものとします。

※③及び④の認証取得による加算の技術等評価点数への反映は、三重県への届出の受付日の翌々月1日以降とします。

※③及び④のISO認証取得は、平成23年から経営事項審査の評価項目として追加されたことから、平成24年度以降の技術等評価点数は3点とします。

⑤ 契約後VE制度提案採用件数による点数

対象期間（平成23年10月1日から平成25年9月30日まで）に契約後VE制度で提案が採用された企業に対しては採用1件に対し15点を加算します。

また、共同企業体の構成企業に対しては、それぞれに10点を加算します。ただし、加算は30点を上限とします。

(4) 合併、分割又は建設業の譲受（以下「合併等」という。）を行った法人で、通達（「建設業者の合併に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」平成20年3月10日国総建第309号、「建設業者の会社分割に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」平成20年3月10日国総建第313号及び「建設業の譲渡に係る建設業法上の事務取扱いの円滑化等について」平成20年3月10日国総建第311号）の規定に基づく経営事項審査を、三重県建設工事発注標準策定要領第3条第2項に規定する期間以降に受審した法人にあっては、当該法人の格付にかかる審査基準日は合併等の期日とします。

(5) 会社更生法及び民事再生法の規定に基づく手続き開始又は手続き開始の申し立てがなされている場合で、通達（「経営再建中の建設業者に係る建設業法上の事務の取扱いについて」平成12年6月1日建設省経建発第111号）の規定に基づき経営事項審査を受審したのち、一般（指名）競争入札参加資格の再審査の認定を受けた場合にあっては、当該法人等の審査基準日は、三重県建設工事発注標準策定要領第3条第2項の規定にかかわらず経営事項審査で認定する審査基準日とします。

(6) 土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、ほ装工事又は造園工事の各工事種別以外の工事で、経営事項評価点数を適用して発注する場合は、平成24年10月1日から平成25年9月30日までの審査基準日（当該業者の決算日等）における経営事項評価点数を適用するものとします。

別 表

1〔土木一式工事〕

区分	設計金額	格付け基準
A	3,000 万円以上	① 総合点 840 点以上 ② 1 級技術者 5 名以上 (うち 3 名の公共工事の主任技術者の実績)
B	2,000 万円以上 7,000 万円未満	① 総合点 760 点以上 ② 1 級技術者 2 名以上 (うち 1 名の公共工事の主任技術者の実績)
C	2,500 万円未満	上記以外のもの

2〔建築一式工事〕

区分	設計金額	格付け基準
A	5,000 万円以上	① 総合点 810 点以上 ② 1 級技術者 3 名以上
B	1,500 万円以上 1 億円未満	① 総合点 750 点以上 ② 1 級技術者 1 名以上
C	5,000 万円未満	上記以外のもの

3〔電気工事〕

区分	設計金額	格付け基準
A	1,500 万円以上	① 総合点 770 点以上 ② 1 級技術者 3 名以上
B	3,000 万円未満	上記以外のもの

4〔管 工事〕

区分	設計金額	格付け基準
A	1,500 万円以上	① 総合点 780 点以上 ② 1 級技術者 3 名以上
B	3,000 万円未満	上記以外のもの

#### 5〔ほ装工事〕

区分	設計金額	格付け基準
A	500万円以上	① 総合点 <b>830</b> 点以上 ② 1級技術者 <b>5</b> 名以上 (うち <b>3</b> 名の公共工事の主任技術者の実績)
B	2,000万円未満	上記以外のもの

#### 6〔造園工事〕

区分	設計金額	格付け基準
A	全て	① 総合点 <b>720</b> 点以上 ② 1級技術者 <b>2</b> 名以上
B	700万円未満	上記以外のもの

注1) 区分への格付けは、別表に示す格付け基準のすべての条件を満たしていなくてはなりません。

注2) 1級技術者とは、建設業法の各業種で必要とする監理技術者となり得る国家資格の有資格者をいいます。

ただし、ほ装工事については1級舗装施工管理技術者も、1級技術者の有資格者とします。

注3) ほ装工事において、2級建設機械施工技士(ただし、種別は第3種、第4種、第5種に限る。)又は2級舗装施工管理技術者は2名で1級技術者1名相当とします。

注4) 公共工事の主任技術者の実績は、基準日(平成25年11月1日)から見て過去5年以内に完成(引渡し)をした工事を対象とします。

また、主任技術者としての資格を有し、現場代理人として全工事期間中の配置実績を有する者も可とします。

注5) 詳細な運用については、別途定める。